

鹿児島県農業共済組合事業規程の一部改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（通知義務） 第16条（略） 2～4（略） 5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書、<u>検案書その他のこの組合が求めた書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されているものを含む。）</u>を添付しなければならない。ただし、この組合の獣医師が当該通知に係る家畜を診断し、若しくはその死体を検案した場合、第2条第2項第2号に該当する場合、母牛が死亡若しくは廃用したことに伴い死亡した牛の胎児に係る通知である場合、規則第82条の準則に従い現地確認に代えて当該通知に係る家畜の画像その他の必要な情報により確認される死亡した種豚に係る通知である場合又は死亡した肉豚に係る通知である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>6～11（略）</p>	<p>（通知義務） 第16条（略） 2～4（略） 5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は<u>検案書（第2条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）</u>を添付しなければならない。ただし、<u>肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）</u>に係る通知については、この限りでない。</p> <p>6～11（略）</p>
<p>（共済事故の一部除外） 第53条 この組合との間に包括共済家畜区分（死廃）（群単位肉豚を除く。この条において同じ。）に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分（死廃）ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>	<p>（共済事故の一部除外） 第53条 この組合との間に包括共済家畜区分（死廃）（群単位肉豚を除く。この条において同じ。）に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分（死廃）ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病 <u>(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。)</u> 又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。) による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ (略)
(略)	(略)

附 則

1 この規程の変更は、鹿児島県知事の認可のあった日又は公布日のいずれか遅い日から施行する。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。) による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ (略)
(略)	(略)

(追加)